

コンプライアンス及び内部通報に関する規程

第1条（目的）

本規程は、当会におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

第2条（定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、当会の役員・会員に適用する。

第4条（推進体制）

代表理事は、本規程の実施・運営のため、その責任者（以下、コンプライアンス委員長）を任命する。

第5条（内部通報制度）

1. 内部通報制度の運営のため、「コンプライアンス相談窓口」を事務局に設置する。
2. 法令、条例、規則や本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・会員が、その情報を「コンプライアンス相談窓口」に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
3. 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取ったコンプライアンス相談窓口は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員長に報告する。
4. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
5. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・会員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

第6条（行動規範）

1. 対外的な対応

法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守し要望や相談に誠実、迅速、かつ的確に対応する。

2. 業務の遂行

基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。

3. 情報・財産の尊重

- ①情報を所定の手続を経ないで開示、漏洩しないこと。

②情報を不適正に利用することにより、会に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。

③個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。

④会の財産を私的に流用しないこと。

4. 広報・広告活動において

①客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。

②広報活動においては、正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。

③新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に所定の会内手続きを得ること。

④顧客に対し、知名度向上を図り、また、会に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展のための環境作りを行うこと。

第7条（懲戒処分）

法令または当社規程の違反行為を行った従業員に対しては、懲戒処分に付する。

第8条（教育研修）

当会は、会員に対して、法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施する。なお、当該教育・研修には、下記法令に関する教育・研修を含むものとする。

1. 職業安定法
2. 個人情報保護法
3. 雇用対策法
4. 雇用機会均等法
5. 労働基準法
6. 出入国管理法

第9条（改廃）

本規程の改廃は、コンプライアンス委員長と事前に協議した上で、総会の承認を得て効力を発するものとする。

第10条（施行）

本規程は令和3年3月31日から施行する。